

## 放射性同位元素等車両運搬規則の遵守対策について

今般の事案においては、末端の運送事業者において、放射性同位元素等車両運搬規則の遵守がなされていなかったことも放射線障害防止の観点から問題であり、再発防止策の検討が必要である。

### 1. 今般の事案の問題点

- ・今般の事案においては、末端の実運送事業者が、法令を遵守していなかったことが問題である。（放射性同位元素等車両運搬規則違反）
- ・また、法令遵守が行われなかった原因の一つとして、当該実運送事業者が、放射性輸送物の危険性を十分に認識していなかったことがあげられるのではないかと考えられる。これについては、当該実運送事業者に運搬委託を行った者（貨物利用運送事業者）にも問題があったのではないかと考えられる。（※標準貨物自動車運送約款に関連規定あり。）

### 2. 再発防止対策

今般の事案の再発防止策としては、以下の3点が考えられるのではないかと考えられる。

- ①荷主（荷送人）については、放射性輸送物の運搬委託の契約を行う際には、標準貨物自動車運送約款若しくは標準貨物利用運送約款の趣旨を踏まえ、当該輸送物を運搬する上で特別な法令（放射性同位元素等車両運搬規則）が適用される旨を運送事業者に対して明確に伝え、また、輸送物については、放射性輸送物であることを表面に記載するよう指導する。
- ②貨物利用運送事業者（荷送人）については、放射性輸送物の運搬委託の契約を行う際には、標準貨物自動車運送約款若しくは標準貨物利用運送約款の趣旨を踏まえ、当該輸送物を運搬する上で特別な法令（放射性同位元素等車両運搬規則）が適用される旨を運送事業者に対して明確に伝え、また、輸送物については、放射性輸送物であることが表面に記載されていることを確認するよう指導する。
- ③実運送事業者については、運搬委託を受けた際には、放射性同位元素等車両運搬規則を遵守して運搬を行うよう指導する。（なお、運送事業者は、法令を遵守できないのであれば、運搬を引き受けてはならない。）

なお、行政は、実運送事業者が自社の法令遵守状況を容易に確認できるよう、運搬を行う際に遵守しなければならない事項をまとめたチェックリストの周知を行う。

(※標準貨物運送約款 抜粋)

(危険品についての特則)

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に申告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。